

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県田辺市長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資格関連事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者資格の管理並びに届出の受理、確認、調査</li> <li>②資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証及び特別療養証明書の交付、再交付、更新</li> <li>③県単位で管理する資格継続に関する業務</li> </ol> </li> <li>2. 給付関連事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険給付の支給及び保険給付の管理、制限</li> <li>②一部負担金の減免</li> <li>③第三者行為及び不正不当利得に係る返納金の徴収</li> <li>④診療報酬明細書の管理</li> <li>⑤県単位での高額該当の引き継ぎに関する業務</li> </ol> </li> <li>3. 国保税の賦課事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>①国保税の算定、賦課</li> <li>②国保税の減免</li> <li>③国保税の納付状況の管理</li> <li>④国保税に関する調査</li> </ol> </li> <li>4. 保健事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定健康診査及び特定保健指導</li> </ol> </li> <li>5. オンライン資格確認等に関する事務             <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul> </li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</li> </ol> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>

2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、141、145、158、161、164、165、166、173の項)</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、70、71の項)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9924
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9924
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類を郵送等するは、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む文書や電子データは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、特定個人情報を含む文書や電子データを廃棄する際は、複数人で焼却又は細断し、個人情報が外部の者に見られないように処理している。これらの対策を講じていることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1 ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。</p> <p>1. 資格関連事務            ①被保険者資格の管理並びに届出の受理、確認、調査及び応答            ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額適用認定証、特定疾病療養受療証及び特別療養証明書の交付、再交付、更新及び返還受理            ③保険証その他関係書類の送付処理</p> <p>2. 給付関連事務            ①保険給付の支給及び保険給付の管理、制限            ②一部負担金の減免及び徴収猶予            ③第三者行為及び不正不当利得に係る返納金の徴収            ④診療報酬明細書の資格・内容点検及び返戻処理</p> <p>3. 国保税(後期高齢者医療保険料及び介護保険料含む)の賦課徴収及び収納事務            ①国保税の算定、賦課、徴収、収納及び還付処理            ②国保税の減免及び徴収猶予            ③国保税の納付状況の管理            ④国保税に関する調査、相談、追跡、督促及び催告処理</p> <p>4. 保健事業            ①特定健康診査及び特定保健指導            ②その他被保険者を対象とした保健事業</p>	<p>国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。</p> <p>1. 資格関連事務            ①被保険者資格の管理並びに届出の受理、確認、調査            ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証及び特別療養証明書の交付、再交付、更新            ③県単位で管理する資格継続に関する業務</p> <p>2. 給付関連事務            ①保険給付の支給及び保険給付の管理、制限            ②一部負担金の減免及び徴収猶予            ③第三者行為及び不正不当利得に係る返納金の徴収            ④診療報酬明細書の管理            ⑤県単位での高額該当の引き継ぎに関する業務</p> <p>3. 国保税の賦課徴収及び収納事務            ①国保税の算定、賦課、徴収、収納及び還付処理            ②国保税の減免及び徴収猶予            ③国保税の納付状況の管理            ④国保税に関する調査</p> <p>4. 保健事業            ①特定健康診査及び特定保健指導</p>	事前	平成30年度から県単位での資格管理等を行うに当たり、国保情報集約システム等が、導入され、情報連携が開始されるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 次期国総合システム</li> <li>11. 国保情報集約システム</li> </ol>	事前	平成30年度から県単位での資格管理等を行うに当たり、国保情報集約システム等が、導入され、情報連携が開始されるため。
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年3月31日時点	事前	
令和1年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署	谷村憲一	保険課長	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成29年3月31日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成29年3月31日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和5年3月27日	I 1. ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 次期国保総合システム</li> <li>11. 国保情報集約システム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 次期国保総合システム</li> <li>11. 国保情報集約システム</li> <li>12. 市町村事務処理標準システム</li> <li>13. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>	事後	令和5年度より市町村事務標準システムが稼働するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)及び別表第一の第30号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)及び別表第一の30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	I 4. ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び及び情報を定める命令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	I 1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。 1. ～4. 略	国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。 1. ～4. 略 5. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	市民環境部保険課	市民部保険課	事前	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部保険課 0739-26-9924	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部保険課 0739-26-9924	事前	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部保険課 0739-26-9924	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部保険課 0739-26-9924	事前	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年3月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年3月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	I 1. ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 次期国保総合システム</li> <li>11. 国保情報集約システム</li> <li>12. 市町村事務処理標準システム</li> <li>13. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</li> <li>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</li> <li>11. 市町村事務処理標準システム</li> <li>12. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>	事前	<p>重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	I 4. ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び及び情報を定める命令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び及び情報を定める命令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43、44、45の項) ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」(121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条2及び第59条の4</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	<p>公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるため。</p>
令和5年12月19日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月19日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部保険課 0739-26-9924	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9924	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部保険課 0739-26-9924	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 保険課 0739-26-9924	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年12月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年12月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和8年3月2日	I 1②事務の概要	1. 資格関連事務 ①被保険者資格の管理並びに届出の受理、 確認、調査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受 給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準 負担額減額認定証、特定疾病療養受療証及び 特別療養証明書の交付、再交付、更新 ③県単位で管理する資格継続に関する業務	1. 資格関連事務 ①被保険者資格の管理並びに届出の受理、 確認、調査 ②資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認 定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特 定疾病療養受療証及び特別療養証明書の交 付、再交付、更新 ③県単位で管理する資格継続に関する業務	事後	国民健康保険法改正による
令和8年3月2日	I 1②事務の概要	2. 給付関連事務 ①保険給付の支給及び保険給付の管理、制 限 ②一部負担金の減免及び徴収猶予 ③第三者行為及び不正不当利得に係る返納 金の徴収 ④診療報酬明細書の管理 ⑤県単位での高額該当の引き継ぎに関する 業務 3. 国保税の賦課徴収及び収納事務 ①国保税の算定、賦課、徴収、収納及び還付 処理 ②国保税の減免及び徴収猶予 ③国保税の納付状況の管理 ④国保税に関する調査	2. 給付関連事務 ①保険給付の支給及び保険給付の管理、制 限 ②一部負担金の減免 ③第三者行為及び不正不当利得に係る返納 金の徴収 ④診療報酬明細書の管理 ⑤県単位での高額該当の引き継ぎに関する 業務 3. 国保税の賦課事務 ①国保税の算定、賦課 ②国保税の減免 ③国保税の納付状況の管理 ④国保税に関する調査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 1②事務の概要	<p>5. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	<p>5. オンライン資格確認等に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事後	
令和8年3月2日	I 1②システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。 ) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</li> <li>11. 市町村事務処理標準システム</li> <li>12. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 住民基本台帳システム</li> <li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>6. 個人住民税システム</li> <li>7. 固定資産税システム</li> <li>8. 総合医療システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。 ) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</li> <li>11. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 国民健康保険システムファイル、2. 滞納管理システムファイル	1. 国民健康保険システムファイル	事後	
令和8年3月2日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条（利用範囲）及び別表第一の30の項</li> <li>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の30の項</li> <li>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項及び別表第44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	番号法改正による条項等の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 4. ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び及び情報を定める命令 第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43、44、45の項) ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」(121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条及び第59条の4</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、141、145、158、161、164、165、166、173の項)</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、70、71の項)</p>	事後	番号法改正による条項等の修正
令和8年3月2日	I 4. ②法令上の根拠	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>&lt;オンライン資格確認業務&gt; ・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和6年5月1日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年3月2日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和6年5月1日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年3月2日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー入りの書類を郵送等するは、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加
令和8年3月2日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報を含む文書や電子データは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、特定個人情報を含む文書や電子データを廃棄する際は、複数人で焼却又は細断し、個人情報が外部の者に見られないように処理している。これらの対策を講じていることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加